

広島県教育委員会告示第一号

広島県文化財保護条例（昭和五十一年広島県条例第三号）第三条第一項及び第二十三条第一項の規定によって、次の表に掲げる文化財を広島県重要文化財及び広島県無形文化財に指定する。

平成二十三年四月二十一日

広島県教育委員会

委員長 平田 克明

一 広島県重要文化財

種別	名称	員数	所在地	所有者
建造物	旧大浜埼通航潮流信号所 通航信号塔	一棟	尾道市因島大浜町字大立場 二三一番地外 因島大橋記念公園構内	尾道市
	昼間潮流信号機	一基	尾道市因島大浜町字大立場 二三一番地外 因島大橋記念公園構内	国（財務省）
	旗竿	一基	尾道市因島大浜町字大立場 甲三六番地一	国（財務省）

二 広島県無形文化財

種別	名称	保持者	住所
工芸技術	一国斎高盛絵	池田 昭人（七代金城一国斎、号麗暎）	広島市中区江波東二丁目